

令和 8 年度さいたま市 民設放課後児童クラブ保護者助成金について

上半期用（4～9 月分）パンフレット

さいたま市では、民設放課後児童クラブに入所している一定要件を満たす児童の保護者の負担を軽減するため、保護者に助成金を交付します。助成の内容は以下のとおりで、助成を受けるには申請が必要です。今回は令和 8 年 4 月～9 月分の利用料について助成を行います。

1 助成の対象

- (1) さいたま市から委託を受け放課後児童健全育成事業を実施している民設放課後児童クラブに入所している、市内在住の児童を持つ保護者で、以下のいずれかの区分に属する世帯。

区分		助成の対象となる方	
A	生活保護受給世帯（単給世帯含む）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯及び保護者が里親等である世帯		かつ 民設放課後児童クラブの事業者が発行する「利用料完納証明書」により、 <u>利用料の未納額がないと証明された方</u>
B	令和 7 年分の 所得税非課税 世帯	令和 7 年度（令和 6 年分）の市区町村民税が <u>非課税</u> の世帯 ※ 1	
C		令和 7 年度（令和 6 年分）の市区町村民税が <u>課税</u> の世帯 ※ 1	
D	児童の属する世帯が居住する家屋等が火災、風水害、震災その他これらに類する災害により損害を受けた世帯、又は災害対策基本法等に基づく避難指示等によりさいたま市内に避難した世帯。 ※ 2		

- ※ 1 各階層における**市区町村民税**とは、住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除（①地方公共団体、②共同募金会、③日本赤十字社、④その他市の条例で定める団体に対する寄附金）、配当控除、外国税額控除を控除する前の税額を、**所得税**とは、住宅借入金等特別控除、特定増改築等住宅借入金等特別控除、寄附金控除（①国又は地方公共団体、②共同募金会、③日本赤十字社に対する寄附金）、配当控除、外国税額控除、住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別税額控除、認定長期優良住宅新築等特別控除をそれぞれ**控除する前の税額**をいいます。
- ※ 2 区分 D は、事由の生じた日の属する月の翌月から通算して、全焼、全壊、半焼、半壊については 6 月、水損（床下浸水を除く）については 3 月、災害対策基本法等に基づく避難指示等によりさいたま市内に避難したときについては 12 月を限度とします。詳しくは、放課後児童課へお問い合わせ下さい。

- (2) 月の途中で入退所の場合、放課後児童クラブの在籍日数がその月の 15 日以上（土・日を含める）あれば、その月も助成の対象になります。

- (3) 申請時に既に退所していても、在籍期間については助成の対象になります。

2 申請と交付の時期

(1) 申請期間

令和8年9月16日(水)～10月2日(金)

※土・日・祝・休日は受け付けしていません(27日は受け付けます)

(2) 申請書提出先 区役所の支援課 児童福祉係

(3) 助成金交付時期 10月下旬～11月下旬(予定)

※なお、下半期(令和8年10月～令和9年3月)分は令和9年3月に申請書等の配布を予定しています。上半期で交付決定になった方も改めて申請が必要です。

3 申請に必要な書類

- ① 申請書→民設放課後児童クラブ保護者助成金交付申請書(様式第1号)
- ② 完納証明書→民設放課後児童クラブ利用料証明書(様式第2号)
- ③ 保護者及び同居の祖父母全員の課税状況等を証明する書類

前ページの区分によって必要書類が異なります。下の表にしたがって、用意してください。

区分	助成金額(月額) ※3	上の③の必要書類	
A	10,000円	㊦生活保護受給証明書 ㊧支援給付受給証明書のいずれか1つ ※4 ※「生活保護の受給証」では受付できません	
B	10,000円	㊦+㊧ または ㊦+㊧ のいずれかの組み合わせ	
		㊦所得税額が分かる書類(保護者及び同居の祖父母の令和7年分源泉徴収票の写し又は確定申告書の控えなど)	市区町村民税額の分かる書類 ㊧保護者及び同居の祖父母の令和7年度市民税・県民税 所得・課税(非課税)証明書(全部事項証明) ※5 ㊧令和7年1月1日にさいたま市民だった方は令和7年度市民税課税資料の閲覧の同意書
C	8,000円	㊦+㊧ または ㊦+㊧ のいずれかの組み合わせ	
		㊦所得税額が分かる書類(保護者及び同居の祖父母の令和7年分源泉徴収票の写し又は確定申告書の控えなど)	市区町村民税額の分かる書類 ㊧保護者及び同居の祖父母の令和7年度市民税・県民税 所得・課税(非課税)証明書(全部事項証明) ※5 ㊧令和7年1月1日にさいたま市民だった方は令和7年度市民税課税資料の閲覧の同意書
D	①全焼・全壊10,000円 ②半焼・半壊5,000円 ③水損(床下浸水除く)3,000円 ④災害対策基本法等の避難指示等でさいたま市に避難した世帯10,000円	児童の属する世帯が居住する家屋等が火災、風水害、震災その他これらに類する災害により損害を受けたことを証明する書類、又は災害対策基本法等に基づく避難指示等によりさいたま市内に避難したことを証する書類	

※3 入所児童の保護者から徴収する月額利用料(おやつ代、昼食代、行事代等に係る費用や保育時間延長による加算費用を除く。)が助成金の額を超えない場合は、当該児童に係る月額利用料を助成金の額とします。

※4 保護者が里親等である世帯におかれましては、放課後児童課運営支援係まで御相談ください。

※5 令和7年1月1日にさいたま市に居住していた方で㊧「令和7年度市民税課税資料の閲覧の同意書」を署名の上御提出いただける方は、㊧「令和7年度市民税・県民税 所得・課税(非課税)証明書(全部事項証明)」の提出の必要はありません。令和7年1月1日にさいたま市に居住していなかった方は、令和7年1月1日に居住していた市区町村で発行される「令和7年度市民税・県民税 所得・課税(非課税)証明書(全部事項証明)」を提出してください。

※申請後、所得税の修正申告等により申請内容に変更が生じる場合は、速やかに変更届と変更後の書類を提出してください。また、虚偽の申請等、不正な手段により助成金の交付を受けた場合には、助成金の交付を取り消します。これらの変更や取消しにより返還金が生じる場合は、期限を定めて助成金を返還していただきます。

4 申請の流れ

①下記の提出期間に間に合うように	添付書類の取得 児童クラブで「民設放課後児童クラブ利用料完納証明書（様式第2号）」に証明をもらう。その他、2ページの区分（A～D）によるそれぞれの添付書類を用意してください。
②9月16日(水)～10月2日(金) 土日祝休日は除く (27日は受け付けます)	申請書類（添付書類を含む）の提出 各区役所の支援課に提出してください（郵送可・申請期限内必着）。
③10月下旬以降	助成金の振込み 申請書に基づき交付額を決定し、放課後児童課から「民設放課後児童クラブ保護者助成金交付（不交付）決定通知書」を送付します。 交付決定を受けた方の申請書に基づき、指定された口座に助成金を振込みます。

5 書類の提出先

各区役所の支援課 児童福祉係にご提出ください

	郵便番号・所在地	電話番号	FAX 番号
西 区	〒331-8587 さいたま市西区西大宮 3-4-2	048 (620) 2661	048 (620) 2766
北 区	〒331-8586 さいたま市北区宮原町 1-852-1	048 (669) 6061	048 (669) 6166
大宮区	〒330-8501 さいたま市大宮区吉敷町 1-124-1	048 (646) 3061	048 (646) 3166
見沼区	〒337-8586 さいたま市見沼区堀崎町 12-36	048 (681) 6061	048 (681) 6166
中央区	〒338-8686 さいたま市中央区下落合 5-7-10	048 (840) 6061	048 (840) 6166
桜 区	〒338-8586 さいたま市桜区道場 4-3-1	048 (856) 6171	048 (856) 6276
浦和区	〒330-9586 さいたま市浦和区常盤 6-4-4	048 (829) 6139	048 (829) 6239

南 区	〒336-8586 さいたま市南区別所 7-20-1 (サウスピア 5 階)	048 (844) 7171	048 (844) 7276
緑 区	〒336-8587 さいたま市緑区中尾 975-1	048 (712) 1171	048 (712) 1276
岩槻区	〒339-8585 さいたま市岩槻区本町 3-2-5 (ワッツ東館 3 階)	048 (790) 0162	048 (790) 0266

6 問い合わせ先

さいたま市 子ども未来局 子育て未来部 放課後児童課 運営支援係

電話番号 048 (829) 1717

FAX 番号 048 (829) 2516

注意事項

- ※ **申請者**は**太枠で囲まれた部分(①～⑦)**について記入してください。
- ※ **民設放課後児童クラブ利用料完納証明書(様式第2号)**については、
児童が所属する民設放課後児童クラブの代表者が記入してください
(申請者は記入しないでください)
- ※ 修正等がある場合には、修正液などを用いずに、修正箇所に**二重線**
を引いて、サインまたは訂正印で訂正してください。

A区分:生活保護受給世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯及び保護者が里親等である世帯

B区分:令和7年分所得税非課税世帯かつ令和7年度市区町村民税非課税の世帯

C区分:令和7年分所得税非課税世帯かつ令和7年度市区町村民税課税の世帯

D区分:児童の属する世帯が居住する家屋等が火災、風水害、震災その他これらに類する災害により損害を受けた世帯、又は災害対策基本法等に基づく避難指示等によりさいたま市内に避難した世帯

上記の世帯が助成の対象となります。B・C区分につきましては、令和7年分所得税が課税されていれば助成の対象外となりますので、ご注意ください。

様式第1号（第4条関係）

記入例1

① 提出する日を記入してください
(9月16日～10月2日)

民設放課後児童クラブ保護者助成金交付申請書

② 申請者（＝下の枠の保護者と同じになります）の住所・氏名・電話番号を記入してください。

令和 年 月 日

（あて先）さいたま市長

③ 保護者名と申請者名は同じにしてください。

住 所 〒〇〇〇―〇〇〇〇
申請者 さいたま市 北区本郷町〇〇番地
氏 名 埼玉 太郎
電 話 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

④ 児童について記入してください。

民設放課後児童クラブ保護者助成金の交付を受けたいので申請します。

保 護 者	住 所	さいたま市 北区本郷町〇〇番地			
	氏 名	埼玉 太郎		生 年 月 日	昭和〇〇年 〇月〇日生
児 童	氏 名	埼玉 拓也		生 年 月 日	平成〇〇年 〇月〇日生
	児童クラブ名	〇〇放課後児童クラブ		入所年月日	令和 〇年 〇月〇日
	小 学 校 名	〇〇 小学校	学 年	1 年 生	
家 族 居 住 人 構 成	氏 名	続 柄	年 齢	職 業 ・ 学 校 名 ・ 学 年 等	
	埼玉 太郎	父	37	会社員	
	埼玉 花子	母	34	パート	
	埼玉 拓也	本人	7	〇〇小学校	
	埼玉 翔太	弟	4		
振 込 先	〇〇 銀行		〇〇支 店	支店コード	〇 〇 〇
種 類	口座 番号	0 1 2 3 4 5 6	フリガナ 名 義 人	サイタマ タロウ	
	当座・普通				

⑤ 対象児童と同居している家族
をご記入ください。児童本人か
ら見た続柄をご記入ください。

⑥ 口座番号は7ケタで
記入してください。
(例) 0012345

⑦ 口座名義人は、申請者名及び保護者名
と同じにし、フリガナを記入してください。

様式第2号（第4条関係）

この用紙は必ず児童が所属する放課後児童クラブの
運営法人が記入してください。
（＊申請者は記入しないでください）

「住所」、「保護者名」、「児童名」は交付申
請書と同じにしてください。

記入例2

民設放課後児童クラブ利用料完納証明書

住 所	さいたま市 北区本郷町〇〇番地
保護者名	埼玉 太郎
児 童 名	埼玉 拓也
入所期間	令和8年〇〇月〇〇日から 令和8年〇〇月〇〇日まで
入所期間中における月額の利用料 （おやつ代、父母会費、教材費等を除く）	月額 〇〇〇〇 円
備 考	

きょうだいで在籍の場合
でも、一人ずつ証明書を
作成してください。

上記の者は、令和8年〇〇月〇〇日現在、納付しなければならない利用料につ
いて未納額がないことを証明いたします。

令和8年〇〇月〇〇日

証明日と同じ日付になります（15日以降）

児童クラブ名 〇〇〇〇〇

法人・団体名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇

代 表 者 〇〇〇〇〇 （法人の代表者名）

印

運営する法人・団体の「代表者印」（代表理事印・理事長印など）

※「クラブ印」「保護者会印」や個人の名前が書かれた印ではありません

ここに書く入所期間は「令和8年4月1日～令和8年9月30日」が最大幅となります。
児童が9月末まで継続して入所する予定の場合、入所期間の終わりは「令和8年9月30日まで」と記入してください。また、児童が令和8年4月15日から令和8年9月30日までの間に退所している、あるいは、退所する予定の場合、入所期間は「児童が入所した日」から「児童が退所した日」までとなります。（ただし、助成の対象となるには、その月の在籍日数が土日を含めて15日以上である必要があります）。運営事業者・クラブの方が書類を作成する上で疑問がありましたら、放課後児童課運営支援係までお問合せください。